

釀芳中学校いじめ防止基本方針

令和6年 4月

学校いじめ防止基本方針

伊達郡桑折町立醸芳中学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するために、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重大であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの状態（例）〉

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると。その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。

- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いやずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ対策委員会」（アンケート後もしくは定期的に）

②構成員

校長，教頭，生徒指導主事，各学年主任，教育相談担当教諭，養護教諭，
スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

③組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催，いじめの情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，
指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために，居場所づくりや絆づくりをキーワードとして，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら，集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施，その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し，学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 二者面談や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する処置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を經由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや苦しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、町教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚

し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

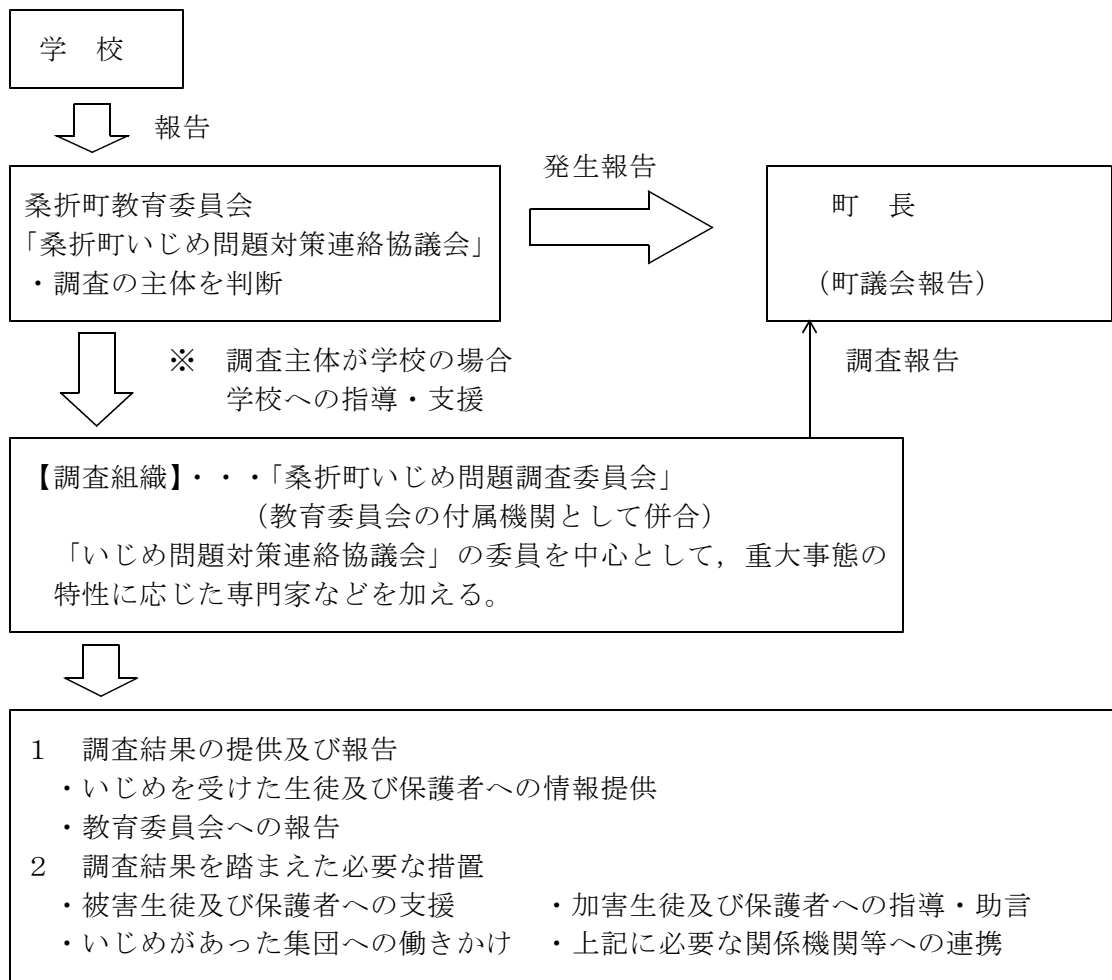
(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のた めの会議等	評価計画
4月	全校集会 生活ノート を利用した レポートの 形成(年間)				計画・目標の 作成と提示
5月			校内研修1 未然防止と 早期発見		
6月	全校集会 人権教育	いじめに関する アンケート①	校内研修2 いじめの対応	第1回いじめ 防止対策会議	
7月		二者面談			
8月					
9月	全体講話 情報モラル				
10月					
11月		三者面談 いじめに関する アンケート②	校内研修3 いじめの対応	第2回いじめ 防止対策会議	
12月					
1月					
2月		いじめに関する アンケート③		第3回いじめ 防止対策会議	年間評価報告
3月					

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善策を検討するものとする。

重大事態への対応



いじめ防止対策推進法（抜粋）

◆ 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆ 第三条（基本理念）

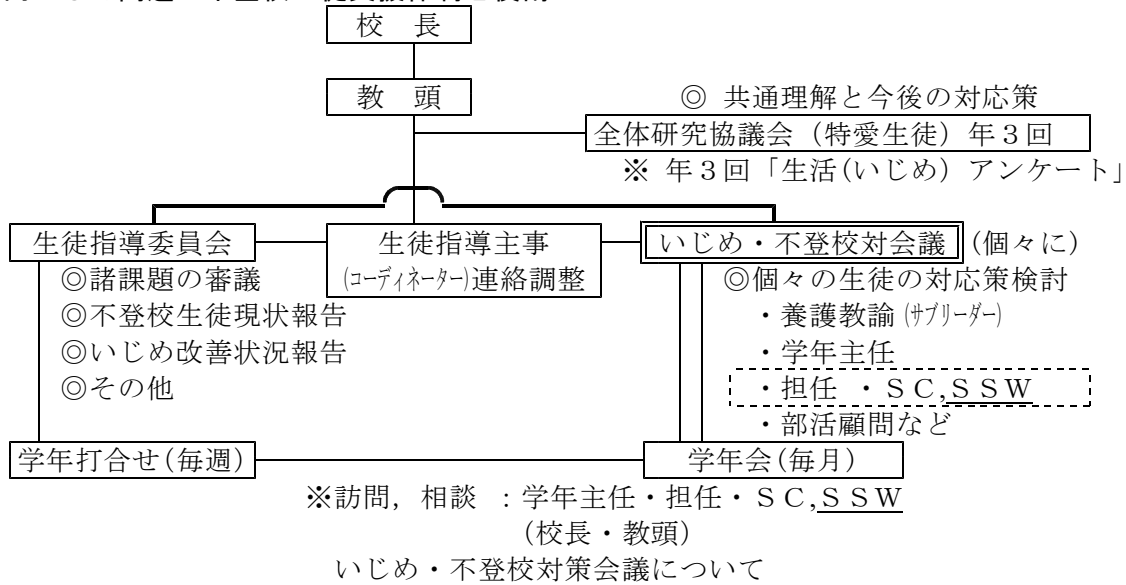
いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

◆ 第八条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

校内いじめ問題・不登校生徒支援体制と役割について



- ～ 教頭, 生徒指導主事が主宰して個々の生徒への対応策や基本方針を確認 ～
- ◎生徒指導主事…ア生徒指導委員会で該当生徒を把握し, 教頭とともに本会議を開催するとともに, 関係機関との連携を図る。
 - 養護教諭…ア該当生徒の学級担任とともに情報を提供し, 本会議での対応策を支援する。
 イ保健室登校者の観察や面談を学年主任や学級担任とともに行う。
 ウ不登校生徒に健康・保健の面からの働きかけを行う。
 - 学年主任…ア不登校対策のチームリーダーとして担任に助言するとともに, 養護教諭, 生徒指導主事等と連絡を取り合い, 学年態勢づくりを行う。
 - 該当担任…ア該当生徒の生徒理解に努めるとともに, 該当生徒の家庭環境等を把握し, 本会議に資料を提供する。また該当生徒の指導などにあたる。
 イ該当生徒のみならず, 学級の受け入れ態勢づくりに留意する。
 - スクールカウンセラー…ア学級担任や学年主任と連携して専門的な指導にあたる。また, 担任等の連携のもと, 家庭訪問等を行い該当生徒やその保護者との話し相手になる。
 イ保健室登校や相談室登校ができた場合は, 養護教諭や学級担任との連携して該当生徒の心のケアを行う。
 ウ本会議でのアドバイスや教職員の相談技術の向上に寄与する。
 - スクールソーシャルワーカー…ア学級担任や学年主任と連携し, いじめや不登校, 虐待, 貧困など日常生活における問題を関係機関と連携しながら支援する。
 - ※関係機関との連携…ケース別に, 児童相談所・警察・町教委・民政児童委員・教育センター・PTA 役員等との連携を図る。
 - ◇部活動担当者…ア該当生徒の「好きなことはやる」傾向を把握し, 本人の活動意欲の向上のためにできることを探る。また, 問題の発祥点になっている場合があるので, その担任とともに解決にあたる。
 - ◇教科担当者や学年教師…ア本会議の提案を受けて, 学級担任をフォローするとともに学級の一般生徒に対して学級担任の学級づくりを支援する。
 イ生徒指導の機能を生かした授業づくりに努め, 達成感を伴った授業を展開する。(自己有用感や効力感・自尊感情を育む)